

TOPICS
1トピックス…①
「6次産業化法」に基づく
事業計画の認定

六次産業化法は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策」と「地域の農林水産物の利用の促進に関する施策」を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的としている。6次産業化の事業計画について、9件の酪農経営を含む「総合化事業計画」と「研究開発・成果利用事業計画」の初めての認定が行われた。

農林水産省は、平成23年3月1日に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」、いわゆる6次産業化法に基づき申請された「総合化事業計画」と「研究開発・成果利用事業計画」について、本年5月31日（東北地域は6月15日）、初めての認定を行った。

「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画をいう。なお、この農林漁業者等の取組に協力する民間事業者（促進事業者）も支援対象となる。「研究開発・成果利用事業計画」とは、民間事業者等が、前述の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画をいう。

「総合化事業計画」及び「研究開発・成果利用事業計画」の認定を受けた者は、農業改良資金（無利子融資）の償還期間の延長等の特例、試作品開発や販路開拓に対する補助、六次産業化プランナーによるアドバイス等の支援を受けられることになっている。

今回の認定件数は、「総合化事業計画」が244件、「研究開発・成果利用事業計画」が1件であった（表1）。「総合化事業計画」の認定件数の多かった都道府県は、滋賀県（23件）、北海道（18件）、和歌山県（16件）、兵庫県（15件）、熊本県（12件）などであった。その事業計画の対象となった農林水産物の割合は、野菜が33%、果樹が23%、畜産物が14%、米が13%で、事業内容は加工が50%、加工・直売が40%を占めている（図1）。

酪農関係で認定の対象となったのは、牛乳・乳製品の加工・販売による経営の多角化を事業計画の中心に据えた9件であった。たとえば北海道旭川市の酪農家は、自家産の生乳を使用したノンホモ牛乳とナチュラルチーズを新たに商品開発・生産し、現在行っている体験牧場事業と併せて展開していくとともに、一般消

費者向けだけではなく、お土産や贈答用に適した商品を開発し販路を拡大することにより、農業経営の改善を図る計画が認定された。そのほかに、地元酪農家が生産した生乳を使ってアイスクリームを製造・販売する茶農家（1件）、地域資源であるチーズホエーを活用する養豚農家（1件）も認定の対象となった。

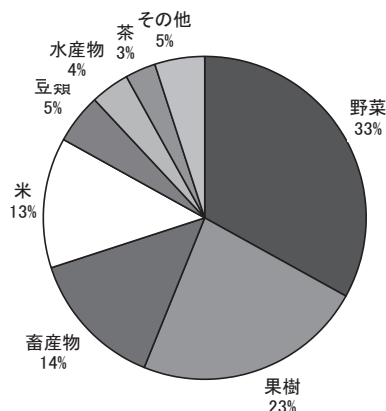
なお、次回の認定は10月末を予定しており、事業計画の申請受け付けは、引き続き各地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局で行われている。

表1 6次産業化法に基づく総合化事業計画の地域別認定件数

地域	認定数量	農畜産物関係		水産物関係
		酪農関係	畜産関係	
北海道	18	18	1	0
東北	14	14	0	0
関東	30	30	3	0
北陸	16	16	1	0
東海	16	15	0	1
近畿	70	69	1	1
中国四国	35	30	2	5
九州	39	34	1	5
沖縄	6	6	0	0
合計	244	232	9	12

資料：農林水産省

図1 総合化事業計画の対象農林水産物の割合



資料：農林水産省

注) 複数の農林水産物を対象としている事業計画は全てをカウントした。